

住民監査請求の結果の概要
(「かながわ人権政策推進懇話会」に関する件)

1 監査の結果

請求人から、平成24年8月9日付けで提出された住民監査請求について、監査委員の合議により請求に理由がないと認め、同年10月3日、請求を棄却した。

2 請求の要旨

かながわ人権政策推進懇話会（以下「懇話会」という）が附属機関に該当するにもかかわらず、法律又は条例に基づかず要綱に基づき設置されたことは違法であり、その委員に対し支払われた、平成23年11月18日及び平成24年3月23日開催の「懇話会」に係る支出 381,300 円が、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たり、神奈川県知事が損害賠償責任を負っていることから、次の措置を求める。

- (1) 懇話会の委員に報酬として支出した金額合計 381,300 円を県に返還すること
- (2) 懇話会開催に伴う今年度予算の執行停止をすること

3 判断の理由

(1) 附属機関の該当性について

法第138条の4第3項に定める附属機関とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関であり、その名称は問わない。

本件においては、請求の対象である懇話会が、活動内容等から、その実態が実質的に法に定める附属機関に該当するかどうか重要である。

そこで、特に、委員会として意見を取りまとめているかどうかに着目し、議決方法の定めがあるか及び議決を行おうとした事実又は議決を行った事実があるか、すなわち組織的な統一した意思決定を行うかどうかに着目したところ、そのような事実はなく、懇話会が機関として活動しているとは認められないことから、懇話会は附属機関に該当しない。

(2) 支出の違法・不当性について

本件懇話会は、附属機関に該当しないため、委員への謝礼（報償費等）の支払いは違法ではない。また、その額も予算編成与件（標準単価表）に準拠し積算するなど、合理性が認められることから、不当ではない。